

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和7年9月30日

さいたま市教育委員会教育長

竹居秀子

さいたま市教育委員会訓令第 1 号

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令

さいたま市教職員服務規程（平成 13 年さいたま市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(育児休業等) 第 17 条 〔略〕 2 〔略〕 3 教職員は、育児休業法第 19 条第 1 項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、 <u>部分休業簿</u> により委員会に請求しなければならない。 4～6 〔略〕	(育児休業等) 第 17 条 〔略〕 2 〔略〕 3 教職員は、育児休業法第 19 条第 1 項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、 <u>部分休業承認請求書</u> により委員会に請求しなければならない。 4～6 〔略〕

附 則

この訓令は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。